

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： ソフトウェア企業の税制優遇措置の拡大について

1. 事例

中国法人 A 社は、日本法人の 100%子会社であり、ソフトウェア製品の開発及び販売を行っています。A 社は「ソフトウェア産業及び集積回路産業の発展を更に奨励する企業所得税政策に関する通達」（以下、「財税（2012）17号」という）に規定されている企業所得税の「二免三減」¹の優遇条件を満たし、備案（登録）手続きを行いました。2017年度においては赤字でした。財税「2012」17号では、2017年末までの利益獲得年度から優遇期間が起算されますので、2017年度が赤字であった A 社は優遇税制の対象外になりました。

2. 新制度概要

中国税務当局は、2019年5月17日に、財税（2012）17号の優遇条件を緩和するために、「集積回路設計及びソフトウェア産業の企業所得税政策に関する公告」（以下、「財税（2019）68号」という）を公布しました。A 社は、次の①～⑦の条件を満たせば、備案（登録）手続きを経たうえで、2018年末までの利益獲得年度から優遇期間を起算することが認められることになりました。

① 当該企業所得税納税年度において、大学の専科課程修了以上の学歴を有する従業員（労働契約の締結が必須）数が、月間の平均従業員数の 40%以上であり、そのうち研究開発者が 20%以上を占めていること。② 年度研究開発費用が総売上高の 6%以上を占め、そのうち中国国内における発生額が 60%以上を占めていること。③ 年度ソフトウェア製品の開発・販売の売上高が総売上高の 50%以上であり、そのうち自社開発のソフトウェア製品が 40%以上を占めていること。④ 主要業務について、自社の知的財産権を有すること。⑤ ソフトウェアの開発環境に相応した設備を有すること。⑥ 納税年度末において重大な安全・品質事故及び環境違法行為はないこと。⑦ 中国国内法令に基づき設立された居住者企業であること。

3. 税金試算

A 社が財税「2019」68号に基づき、2018年度から企業所得税の優遇（二免三減）を受けられる場合には、以下例のとおり、5年間の節税金額は、82.5 となります。

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
課税所得	80	100	100	100	100
企業所得税（原則）	20	25	25	25	25
企業所得税（優遇適用後）	0	0	12.5	12.5	12.5

※2018年度の課税所得は繰越欠損を考慮した金額です。

お見逃しなく！

ソフトウェア企業の優遇税制は増値税にも及びます。増値税一般納税人が、自社開發生産するソフトウェア製品（条件を満たす）を販売し、13%の税率で増値税を徴収した後に、その増値税の実際の税負担が 3%を超える部分について即時徴収即時還付の政策が実行されます。即ち、ソフトウェア製品の売上に対して実質 3%しか増値税が課税されないこととなります。

1 「二免三減」とは、利益獲得年度から優遇期間を起算し、最初の 2 年間は税率 25%の企業所得税の全てが免除され、3～5 年目は半分の 12.5%が課税される制度です。